

# 公益財団法人鹿児島県育英財団大学等入学時奨学金貸与規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する大学、短期大学、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）入学のための学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種別)

第2条 奨学金の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般枠
- (2) 地方創生枠
- (3) 明治維新150周年記念特別枠

(奨学金の貸与を受けることができる者の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、大学等に進学しようとする者で、次のいずれかに該当する者であつて、かつ、次項に定める各種別における条件を満たす者とする。

- (1) 鹿児島県内の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、専修学校（高等課程に限る。）及び高等専門学校（第1学年から3学年まで）（以下「高等学校等」という。）に在学する、又は卒業した者
- (2) 鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で鹿児島県外の高等学校等に在学する、又は卒業した者
- (3) 鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校卒業程度認定試験に合格している、又は受験予定の者

2 前条の各種別における対象は、次のとおりとする。ただし、第3号については、前項第1号及び第2号該当者のみとする。

- (1) 一般枠  
大学等への進学意識が高いにもかかわらず、経済的理由により進学が困難である者
- (2) 地方創生枠  
卒業後、鹿児島県内に定着し、本県の地域振興や産業の活性化に貢献することが期待できる者で、かつ学力及び人物が優れている者
- (3) 明治維新150周年記念特別枠  
学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由により進学が困難である者

(貸与額)

第4条 奨学金の額は別に定める上限額の範囲内で、入学時に必要な入学金及び授業料（以下「入学金等」という。）の額とし、一括で貸与する。

ただし、国の「高等教育無償化」の制度の対象となる者には、大学等が入学金等を減免した額を減額して貸与する。

なお、年間授業料について、前期、後期など年2回に分けて納入可能な場合は、前期授業料、第1期から第4期など年4回に分けて納入可能な場合は、第1期授業料を貸与する

こととし、大学等が分割納入を認めていない場合（全期分を一括納入）は、半期分を上限として貸与する。

2 前項の奨学金は、無利息とする。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（申請の手続）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、大学等入学時奨学金貸与申請書に、所得額課税額証明書を添えて申請しなければならない。

2 申請に当たっては、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由しなければならない。ただし、高等学校卒業程度認定試験に合格している、又は受験予定の者については、この限りでない（以下高等学校等の長を経由する場合の取扱いは、この規定を準用する。）。

（採用候補者）

第6条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者の中から、専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、採用候補者を認定し、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由して本人に通知する。

2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生等選考委員会規程の定めるところによる。

（誓約書・奨学金借用証書）

第7条 採用候補者が、奨学金の交付を受けようとするときは、交付を受ける奨学金の全額について、第一連帯保証人、第二連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）及び本人が未成年の場合は保護者（原則、親権者又は後見人とする。）と連署の上、誓約書・奨学金借用証書を、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由して、理事長に提出しなければならない。ただし、原則、明治維新150周年記念特別枠の採用候補者についてはこの限りでない。

（奨学生の採用決定）

第8条 第6条の採用候補者のうち、理事長が定める日までに大学等への入学を証明する書類、大学等への入学金等納付額及び入学金等減免額が確認できる書類並びに第7条に規定する誓約書・奨学金借用証書を提出した者で、国の「高等教育無償化」の制度の対象となる大学等に入学した者について奨学生として決定し、本人へ通知する。

（奨学金の交付）

第9条 前条の奨学生として決定した者について、理事長が指定する金融機関に設けた採用決定者名義の預金口座に振り込む方法により交付する。

2 交付する時期については、別に定める。

（奨学生の取消し）

第10条 第8条の書類を理事長が定める日までに提出しなかった者、採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した者、国の「高等教育無償化」の制度の対象外となる大学等に入学した者及び大学等を退学した者は、辞退したものとみなす。

### 第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第11条 奨学生は、大学等に入学した日から6か月経過した後、貸与を受けた奨学金を原則月賦で返還しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 前項に規定する月賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

奨学金の貸与額	月賦の額
100,000円以下	1,700円
100,000円を超え 200,000円以下	2,500円
200,000円を超え 300,000円以下	3,400円
300,000円を超え 500,000円以下	4,200円
500,000円を超えるもの	5,000円

3 第1項に規定する奨学金の返還は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に奨学生が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。

4 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、奨学生の負担とする。

5 奨学生又は連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学金の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。

6 前項において、借用人等が住所変更の届出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

(借用人等の届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学生が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 大学等を退学したとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき。
- (3) 借用人等の氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

(返還期限の猶予)

第13条 第11条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 大学等入学後6か月経過したときから、大学等を退学又は卒業後6か月までの期間更に、大学等を退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開

始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間

(2) 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間

(3) 次条第2項第2号に定める免除を受けようとする場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

(4) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第14条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。

(3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

2 次の奨学金については、前項の規定のほか、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 明治維新150周年記念特別枠の奨学生は、全額免除とする。

(2) 地方創生枠の奨学生は、卒業後、6か月以内に県内に居住及び就業し、3年間継続した場合に奨学金を全額免除とする。ただし、免除要件については、別に定める。

3 第1項及び第2項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第15条 奨学生は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(学校の協力)

第16条 理事長は、奨学金の交付を受けた者が在学する、又は在学していた高等学校等の長に奨学金に関する業務の協力を求めることができる。

(実施細目)

第17条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月9日から施行する。

附 則（平成29年4月改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年2月改正）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元年6月改正）  
この規程は，令和元年6月21日から施行する。